



(株)福田組へ南阿蘇鉄道(株)より感謝状を贈呈

南阿蘇鉄道の全線開通に向けて、尽力をいただいている(株)福田組に南阿蘇鉄道(株)より感謝状が贈呈されました。

(株)福田組は復旧に向けた最重要工区の1つ犀角山工区において山を削り出すという大胆な工事を請け負ったほか、様々な重要工事に携わっていただきました。



1 贈呈式にて、左から南阿蘇鉄道(株)草村社長、(株)福田組九州支店湯上支店長、山勢様、南阿蘇鉄道(株)津留専務

2 感謝状を受け取る湯上支店長

3 携わられた各工区の工事前後を写したパネル



児童手当制度のご案内

現況届が原則提出不要となりました！

引き続き手当を受ける方

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

■現況届の提出が必要な方

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

※現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監督や保護、生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。

※現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

以下に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です

(令和4年6月以降)

- 1 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- 2 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市区町村や海外への転出を含む)
- 3 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- 4 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- 5 受給者の加入する年金が変わったとき(受給者が公務員になったときを含む)
- 6 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続があります。

所得制限限度額・所得上限限度額について

児童を養育している方の所得が、右記表の①(所得制限限度額)未満の場合、表面の支給額を、所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。

なお、令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。
扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。)または老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。